

田原市重層的支援体制整備事業 実施計画（案）

2024（令和6）年

田 原 市

目次

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について.....	1
1 重層的支援体制整備事業の概要.....	1
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定.....	3
1 計画の位置づけ.....	3
2 計画期間.....	4
第3章 重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4）及び実施体制.....	5
1 実施事業.....	5
2 実施体制（支援関係機関）.....	7
(1) 相談支援.....	7
① 包括的相談支援事業.....	8
② 多機関協働事業.....	10
③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	12
(2) 参加支援.....	14
①参加支援事業.....	14
(3) 地域づくり支援.....	17
①地域づくり事業.....	17
資料編.....	19
1 重層的支援体制整備事業実施要綱.....	19
2 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）抜粋.....	21

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

1 重層的支援体制整備事業の概要

日本の福祉政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、現金・現物給付の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、質量ともに、その内容は充実してきました。

一方で、人々のニーズに目を向ければ、例えば社会的孤立をはじめとする、生きる上での困難・生きづらさはあるものの既存制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなど、個人・世帯が複数の課題を抱え、個別の対応に加えて課題全体を捉えて関わる必要があるケースなどが顕在化しています。

このような中、国では令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとしています。そのため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を3つの柱として、効果的・円滑な実施に向け、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、これら5つの支援を一体的に取り組む「重層的支援体制整備事業」が、令和3年4月に創設されました。

「重層的支援体制整備事業」に取り組むことで、相互作用が生じ以下(ア)～(ウ)の支援効果が高まることが期待されます。

- (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者を適切な支援につなげやすくすることで、相談支援が効果的に機能する。
- (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、早期の相談支援につながる。
- (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる。

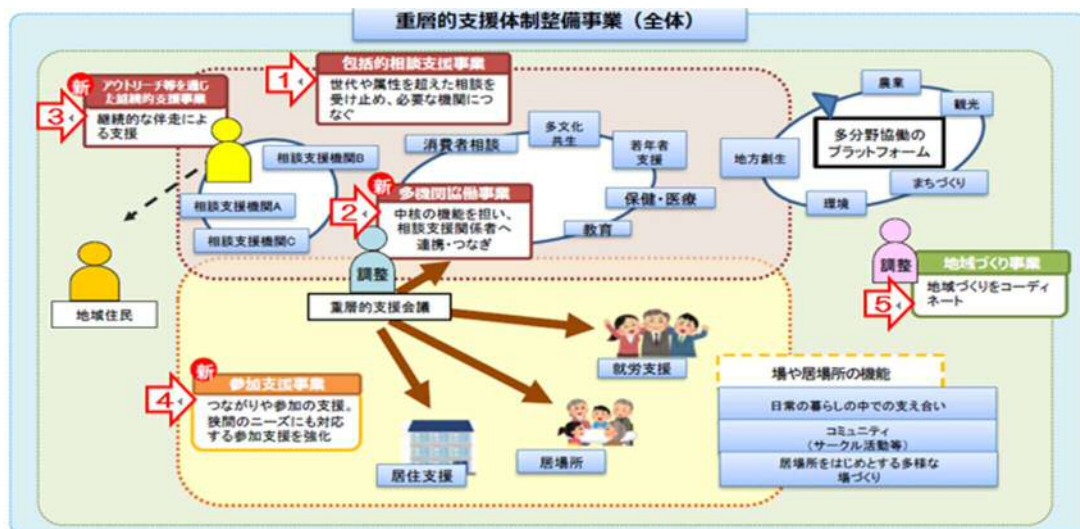


図1 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」抜粋

■重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

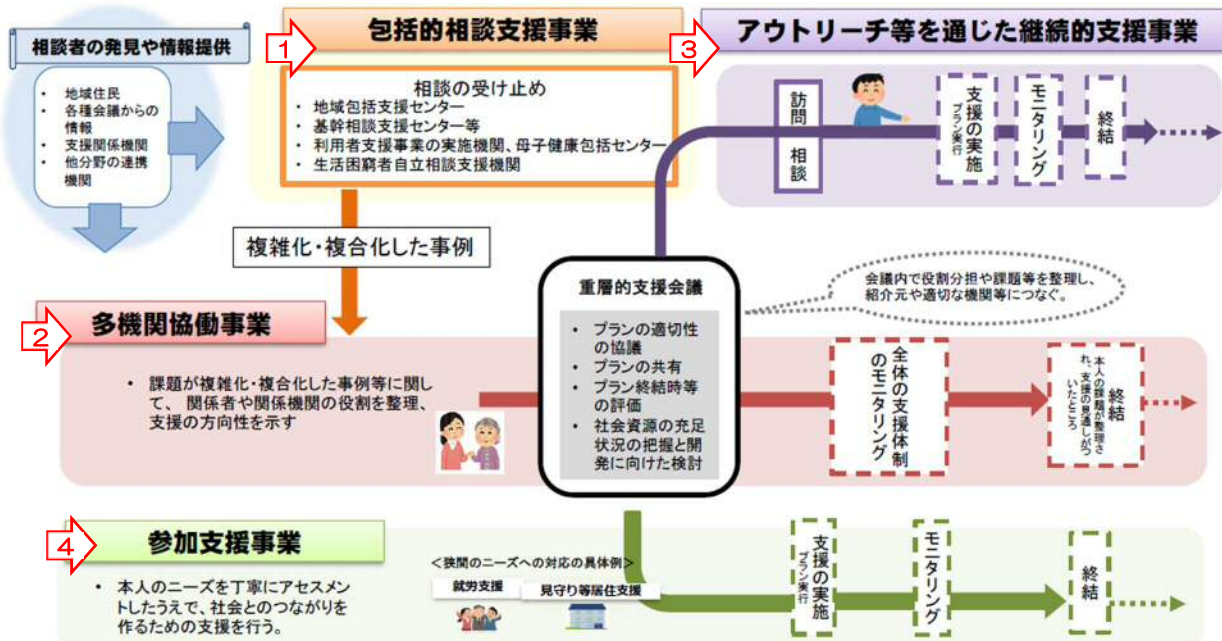


図2 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フロー」令和2年11月30日抜粋

■重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第2項）

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

図3 厚生労働省社会・援護局地域福祉課資料「社会福祉法の改正趣旨・改正概要（重層的支援体制整備事業について）令和2年9月17日」抜粋

第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1 計画の位置付け

田原市では、重層的支援体制整備事業を行うにあたって、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項等を定める実施計画を策定します。

なお、社会福祉法第107条の規定に基づき策定される第4期田原市地域福祉計画（2024年度～2029年度）は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けています。

また、重層的支援体制整備事業実施計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備」に関する事項のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容と整合を図ります。

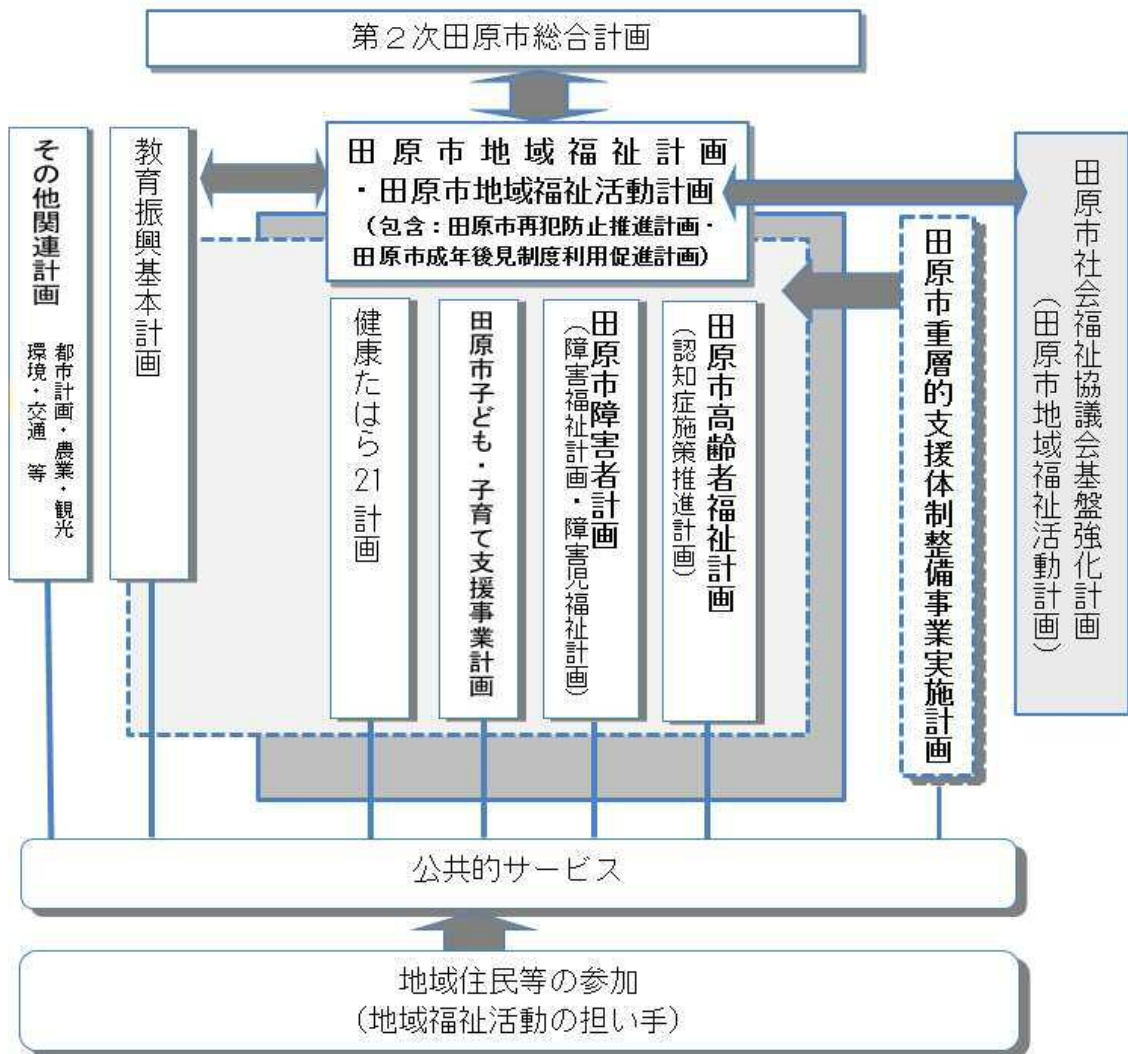


図4 田原市重層的支援体制整備事業実施計画と各計画との関係性

2 計画期間

本計画の計画期間は6年間とし、事業の取組状況を踏まえて中間見直しを行います。

なお、「第4期田原市地域福祉計画」の期間終了後は、本計画を「第5期田原市地域福祉計画」に包含する形での策定についてを検討します。

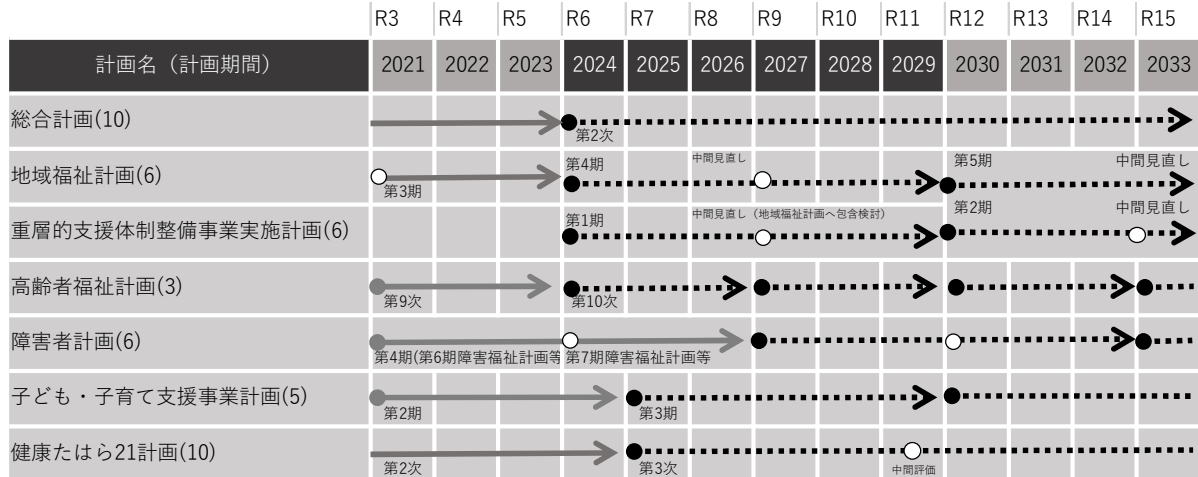


図5 各種関連計画の期間

第3章 重層的支援体制整備事業において実施する事業 (社会福祉法第106条の4) 及び実施体制

1 実施事業

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「狭間の二一ズ」への対応として、包括的な支援体制の整備を目的に市町村支援二一ズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するものです。

以下の(ア)から(ウ)までを3つの柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、以下の(エ)、(オ)の支援事業を一体的に実施します。

(ア) 属性を問わない相談支援事業

本人・世帯の属性に関わらず受け止める 相談支援

(イ) 参加支援事業

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで、社会とのつながりを回復する支援

(ウ) 地域づくりに向けた支援事業

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

(エ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本人との信頼関係構築に向けた支援に力点を置き、支援が届いていない人へ支援を届ける

(オ) 多機関協働による支援事業

通常の連携では対応困難なケースにおける役割分担や支援の方向性の整理、支援調整を行う

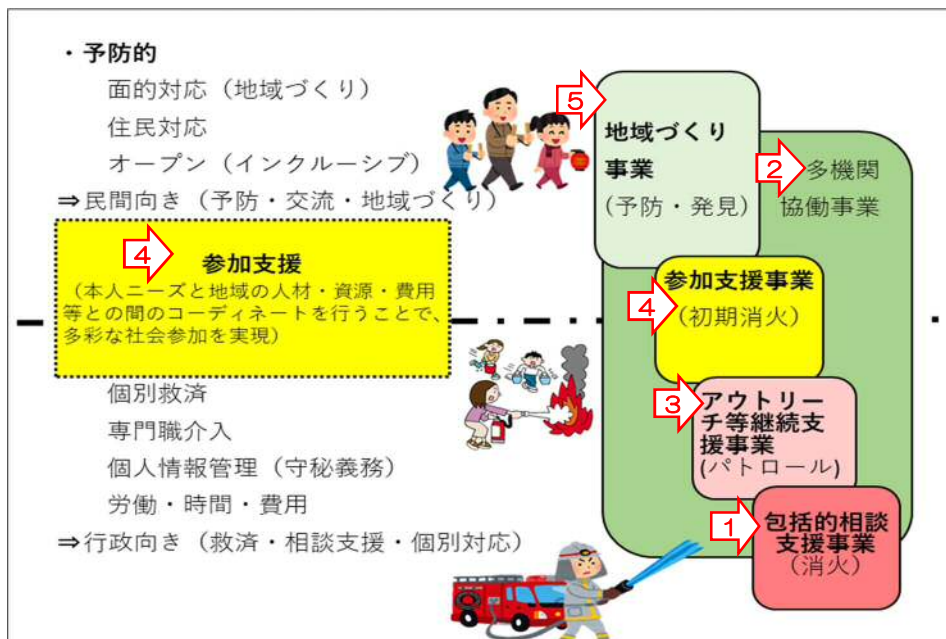


図6 予防的な支援をスタートとした場合の重層的支援体制整備事業の全体図

重層的支援体制整備事業において、【表】の包括的相談支援事業に位置付けられるのは既存の4事業であり、新たな機能として相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受けとめ、自らでは解決できない場合に他の機関との連携や、多機関協働事業へとつなぐ役割が期待されます。

また、地域づくり事業も同様に既存の仕組みを土台として、世代や属性を超えて地域の多様な主体がつながる場づくりを進め、生きづらさを許容できる地域に向け、地域住民の理解と協力を得ていきます。

【表】重層的支援体制整備事業で実施する事業

<p>1 包括的相談支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者支援センター（地域包括支援センター）【介護】 • 障害者相談支援事業【障害】 • 利用者支援事業【子ども】 • 生活困窮者自立相談支援事業【困窮】
<p>5 地域づくり事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域介護予防活動支援事業【介護】 • 生活支援体制整備事業【介護】 • 地域活動支援センターの基本事業【障害】 • 地域子育て支援拠点事業【子ども】 • 地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業【困窮】
<p>新たな機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2 多機関協働事業 4 参加支援事業 3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

2 実施体制（支援関係機関）

(1) 相談支援

専門職による対人支援においては、生きづらさの背景が明らかでない場合なども含め、全ての人々を対象に本人と支援者が継続的に関わるための相談支援を重視します。

また、属性を問わない相談支援では、本人やその世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関全体で支援する体制を整備するため、「①包括的相談支援事業」、「②多機関協働事業」、「③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

重層的支援体制整備事業における支援フロー（イメージ）

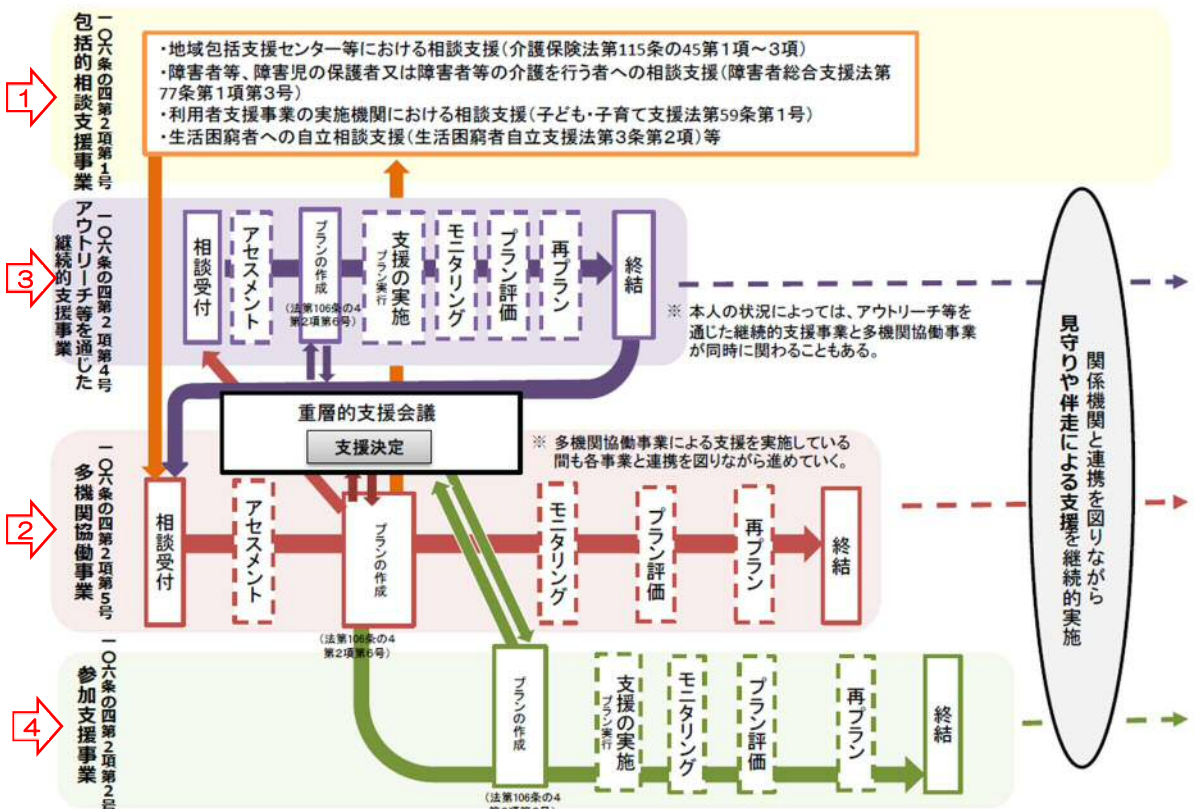


図7 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」抜粋

① 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

介護、障害、子育て、教育、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、支援関係機関との連絡・調整を行います。

また、複合的な課題を抱えるため、課題全体の解きほぐしを行う必要があるケースや、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象となることが想定されるケースは、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に支援を依頼します。

その際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の利用申込（本人同意）を取るなど、多機関協働事業者がアセスメントを行うために必要な情報については、基本的に包括的相談支援事業者が収集します。

■実施体制（包括的相談支援事業者）

支援関係機関名	主な相談支援の内容	対象	運営形態	設置数	担当課
高齢福祉課	高齢者福祉・介護保険相談	高齢者	直営	1	高齢福祉課
高齢者支援センター	地域包括センター運営事業	高齢者	委託	8	高齢福祉課
地域福祉課	生活保護	生活保護相談者	直営	1	地域福祉課
社会福祉協議会	自立相談支援事業相談	生活困窮者	委託	1	地域福祉課
障害者総合相談センター	障害者相談支援事業	障害者	委託	1	地域福祉課
相談支援事業所	障害者相談支援事業	障害児・者	委託	4	地域福祉課
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害者	委託	1	地域福祉課
成年後見センター	権利擁護相談		委託	1	〃
こども家庭センター	利用者支援事業（こども家庭センター型）	子ども・保護者	直営	1（3）	子育て支援課・親子交流館・健康課

親子交流館・子育て支援課	利用者支援事業（基本型）	子ども・保護者	直営	2	親子交流館・子育て支援課
児童発達支援センター		障害児	直営	1	子育て支援課
教育サポートセンター（SSW・SC）	小中学校	子ども	直営	1	学校教育課
子ども・若者総合相談窓口（訪問型アウトリーチ家庭教育支援チーム）	不登校・ひきこもり・ニートなどの悩みごと相談	おおよそ40歳未満の子どもや若者と、その家族	直営	1	生涯学習課

包括的相談支援事業の支援フロー

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で全地域住民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、包括的相談支援事業においては、属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止めるほか、複合的な課題を抱えており関係機関による役割分担の整理や支援の総合調整が求められる事例に関しては、多機関協働事業につなぐことが求められる。
- また、事例の内容に応じて、重層的支援会議に出席し多機関協働事業によるプランの妥当性を検討するほか、多機関協働事業からの依頼に応じて、必要な情報を収集したり、本人や世帯の再アセスメントをすることが求められる。
- 包括的相談支援事業と多機関協働事業の連携は、相談受付から終結まで継続的に続くものであるが、特に、下記の5つのタイミングにおいて適切な連携を図ることが求められる。（※詳細は次頁参照）
 - (1) 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）
 - (2) 重層的支援会議での協議
 - (3) 多機関協働事業から紹介元へのつなぎもどし
 - (4) プラン実行中の連携
 - (5) 多機関協働事業による支援終結後のつなぎもどし

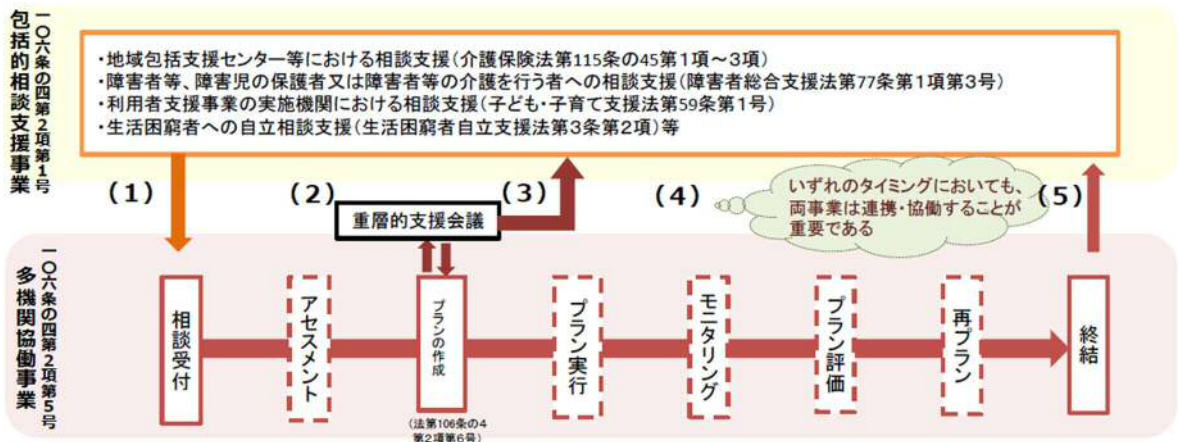


図8 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」抜粋

② 多機関協働事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

①包括的相談支援事業で受け止めた困りごとのうち、支援関係機関の通常の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した困難ケースについては、「相談支援包括化推進員」が多機関調整管理者に相談し、役割分担や支援の方向性の整理、支援の調整を行うとともに、必要に応じて多機関調整管理者が重層的支援会議を開催し、支援関係機関との協議を行います。

重層的支援会議は、多機関協働事業において実施し、本人同意を得たケースに関して関係機関間の連携やプランの検討、支援の終結、資源の把握や創出等について協議します。

なお、多機関協働事業は、支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理する役割を担うものであり、基本的には直接の個別支援は行わないこととします。

多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、基本的には紹介元の支援関係機関が、本人から利用申込（本人同意）を取りますが、不安がある場合などには、相談支援包括化推進員が直接本人に会い説明を行います。

相談支援包括化推進員が本人・世帯の状態を把握し、アセスメントするために必要な情報は、基本的に包括的相談支援事業者をはじめ、その他適切な支援関係機関に依頼することとしますが、状況に応じて相談支援包括化推進員が自宅訪問や面接を行うこととします。

収集した情報は、相談支援包括化推進員がまとめるほか、必要に応じて重層的支援会議に提示します。

支援プランの作成（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）は、支援関係機関の役割や支援の方向性を整理し、多機関協働事業と一体的に実施しますが、早期に参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につないだ方が良い場合には、プラン作成前であっても連携を図ります。

本人の課題が整理され、今後の支援の見通しがつき、支援関係機関の役割について合意形成が図られた時点で、本事業支援は終結となります。

■相談支援包括化推進員（複数名配置）

事業	相談機関名	事業者
介護	高齢者支援センター	受託事業者
障害	基幹相談支援センター	民間事業者
子ども	こども家庭センター	田原市役所こども健康部
教育	教育サポートセンター	田原市役所教育部
	子ども・若者総合相談窓口 訪問型アウトリーチ家庭教育支援チーム	

生活保護	地域福祉課援護係	田原市役所福祉部
生活困窮	自立支援事業相談窓口	田原市社会福祉協議会

■多機関調整管理者 田原市福祉部地域福祉課に1名配置

■実施体制

支援関係機関名	主な事業の内容	対象	運営形態	設置数	担当課
相談支援包括化推進員	多機関協働事業	困難ケース	委託	3	高齢福祉課 地域福祉課
			直営	3	こども健康部 教育部
多機関調整管理者			直営	1	地域福祉課

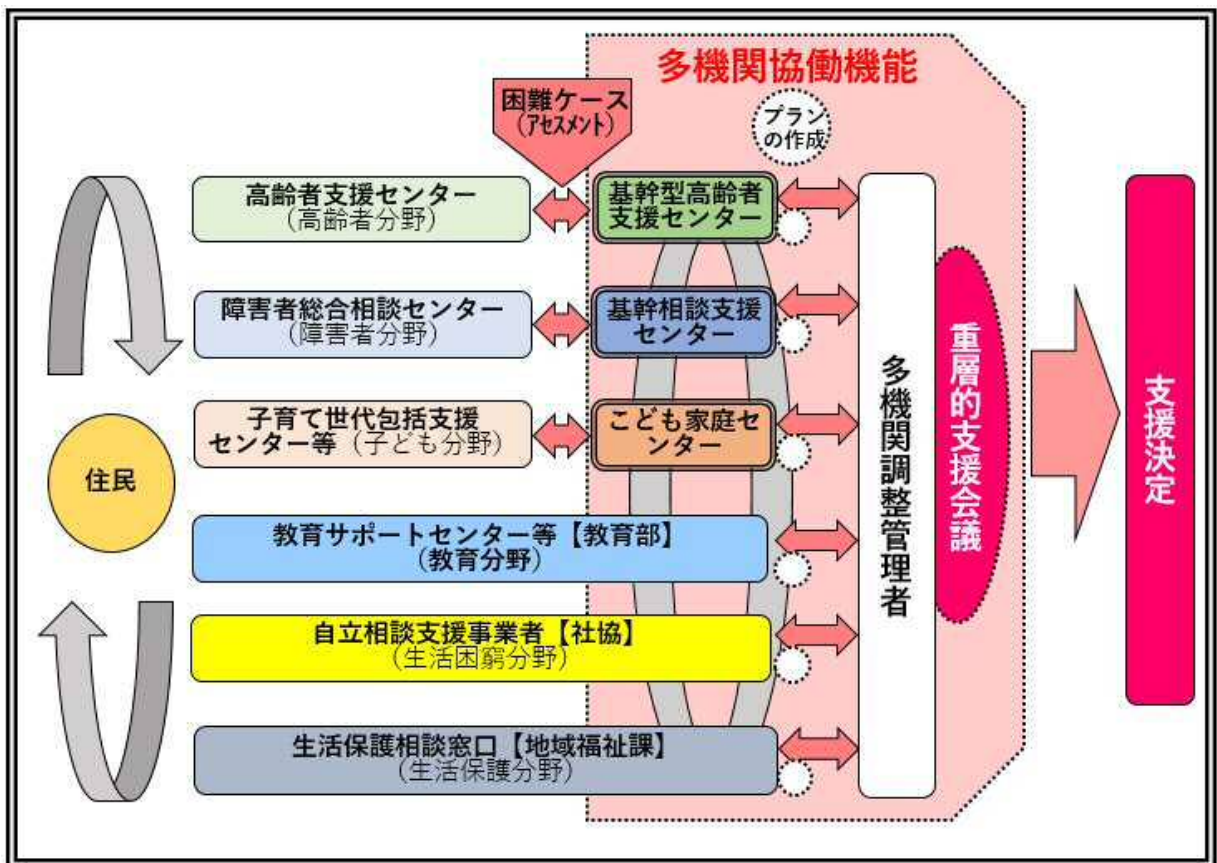


図9 田原市における多機関協働事業実施体制のイメージ

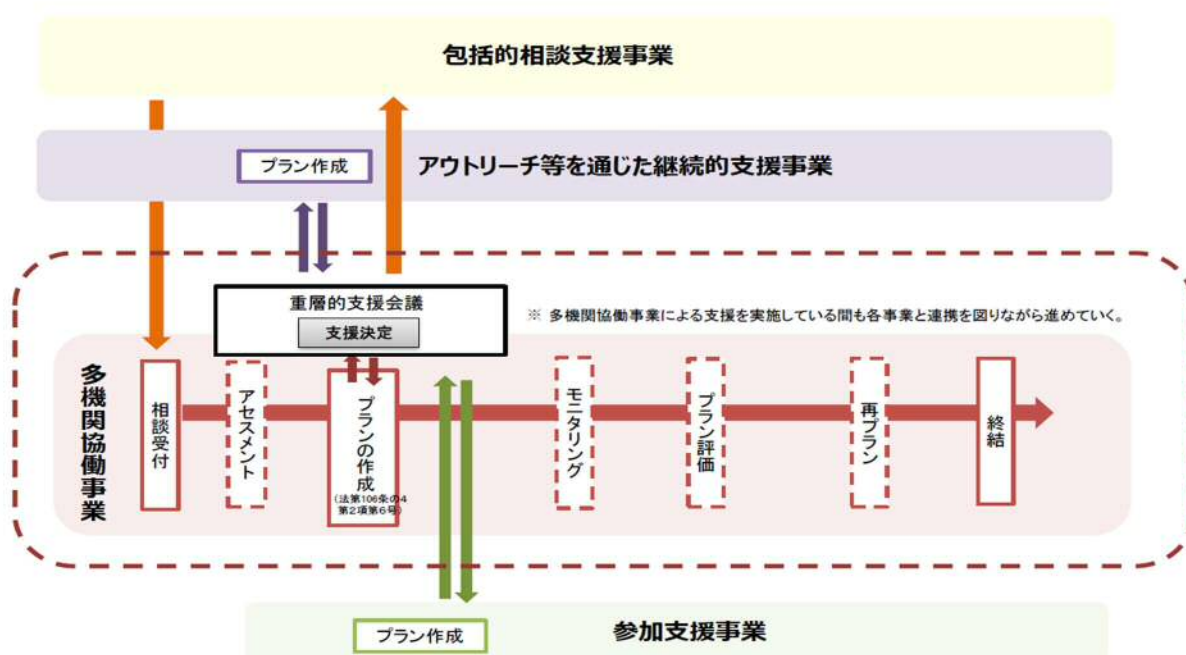


図10 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」抜粋

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることのできない人や、支援につながることに拒否的な人に対し、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向け、以下のアからオの5つの支援を行います。

- ア 潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するため、関係機関と連携し、つながりの中から相談者を発見する。【会議や連携を通じての情報収集】
- イ ニーズを抱える人に直接支援を届けるため、丁寧に情報収集や会うための方策を検討する。【事前調整】
- ウ 関係性の構築に向け、本人に手紙を置いたり、チラシ等で情報提供したりするなど間接的な関わりを行う。【関係性構築に向けた支援】
- エ 自宅訪問を含め、本人のところまで赴き支援を行う。【家庭訪問】
- オ 本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や適切な支援関係機関につながることを困難な者に対して、自宅訪問などを行い、外出支援など適切な支援（支援の入口）につなげる。【家庭訪問、同行支援】

アウトリーチ等事業者は、本人同意を得る前の支援として、プランを作成し、支援会議（社会福祉法第106条の6）に諮り、関係者で支援の方向性や方法の妥当

性等について検討し、支援の質と内容を担保するよう努めます。

支援会議は、田原市が会議運営を行い、行政内部の関係部署も含めて、多くの関係機関・関係者で構成し、守秘義務を設けます。そのことにより、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能となります。

本人同意後の継続支援としては、本人との信頼関係を構築し、丁寧なアセスメントを行います。そして必要な支援や今後の方向性を共に検討し、プラン（法第106条の4第2項第6号）を作成し、重層的支援会議に諮ります。

アウトリーチ等事業者は、単独又は必要に応じて多機関協働事業につなぎ、連携しながら支援を行います。

本人にとって適切な支援関係機関につなぐことができた段階で、支援は終結となります。

■実施体制

支援関係機関名	主な取組の内容	対象	運営形態	設置数	担当課
地域福祉課援護係	継続的支援事業	支援が届いていない人	直営	1	地域福祉課

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援フロー

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。
- 本人と直接関わりを持った後、本人が適切な支援関係機関につながった段階で支援は終結となる。
- なお、本人と直接関わりを持つことができた後は、原則、多機関協働事業と連携を図りながら支援を行う。

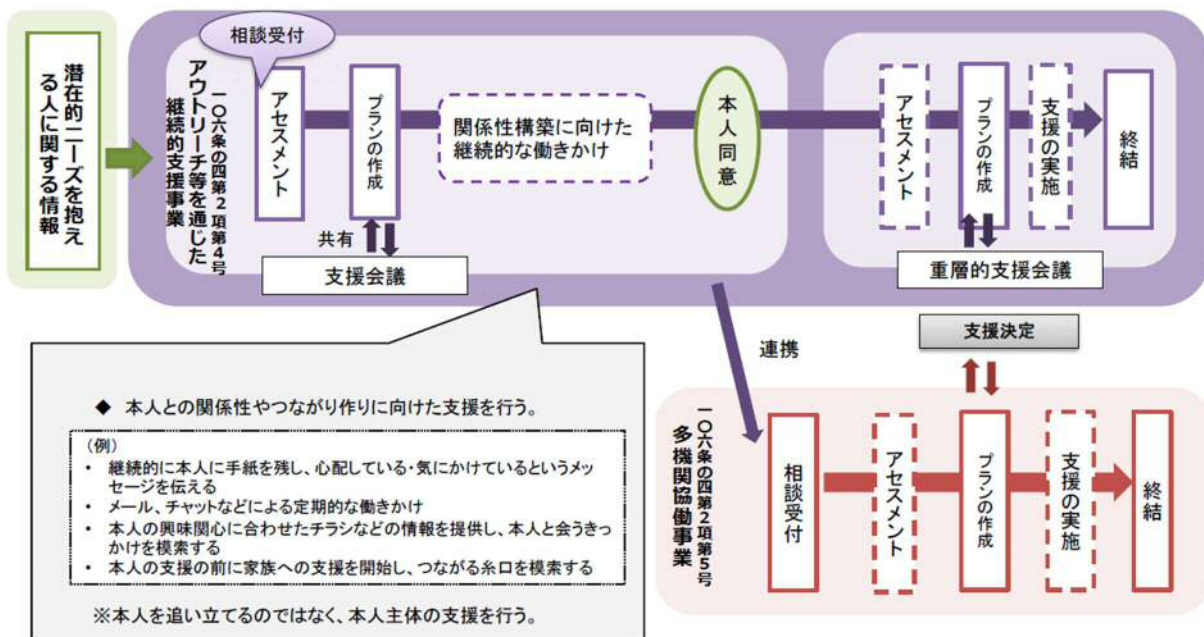


図11 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」抜粋

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施方法の考え方

- 事業を「**直営**」もしくは「**委託（全部委託・一部委託）**」により実施するかどうかについては、直営・委託それぞれの強みを踏まえつつ、個々の市町村における支援体制の状況に応じて検討されるもの。
- 事業を委託して実施する場合、委託先の事業者を選定する視点として、①対象者の課題を適切に把握できる機能を備えているか、②継続的に関わることができる体制があるか、③地域の関係機関等（福祉分野以外も含む）と良好な関係性を構築できているか等が考えられる。

実施方法	直営	委託
想定される強み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政庁内関係部署と協力したアウトリーチ体制を構築することができる。（介護、障害、子育て、生活困窮をはじめ、消費者相談、納税、水道、環境部門などとの連携が考えられる） ○ 庁内にアウトリーチ等のノウハウが蓄積され、庁内全体で支援が届いていないと考えられる対象者の情報を早期に把握することにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者が有するアウトリーチ等に関する専門性やノウハウを活用することができる。 ○ 地域に根付いた活動基盤がある場合、その地域の各事業者との円滑な連携や、社会資源の効果的な活用が期待できる。 ○ 既存の相談支援事業等を実施する事業者にアウトリーチを委託することにより、各種事業と有機的に連携させることができる。

委託先の例と想定される効果



- **多機関協働事業者に委託**
例：地域の各相談支援事業所等の関係機関と連携体制を構築する多機関協働事業者にアウトリーチ等事業を委託することにより、重層的支援会議や各関係機関から定期的に対象者把握のための情報を得ることができ、迅速なアウトリーチの展開につながる。
- **地域づくり事業者や参加支援事業者に委託**
例：地域住民に身近な場所で活動する事業所にアウトリーチ等事業を委託することにより、地域住民の対話や変化を日常的に捉え、支援が必要な者・世帯の情報を幅広く把握することができる。
- **既存の相談支援事業者に委託**
例：地域包括支援センター運営を受託している事業者にアウトリーチ等事業を委託することにより、これまで地域包括支援センターのみで対応するには負担が大きかった8050世帯への支援体制を強化することができる。

図12 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「②重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー」抜粋

(2) 参加支援

個別のニーズを基に様々な関係者に働き掛け、本人にとって必要な資源を生み出していく「参加支援」を新たに設けます。

介護・障害・子ども・困窮等の各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

① 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

本人のニーズや課題を丁寧に把握し、本人と地域資源との間の調整を行います。また、新たに社会資源に働きかけるとともに、既存資源の拡充を図ることで、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューを創設します。

さらに、マッチング後に本人の状態や希望に沿った支援ができていないかフォローアップを行います。

参加支援事業の実施にあたっては、行政内部のみで完結するのではなく、田原市が委託する参加支援事業者との連携により、事業を円滑に進めます。

また、参加支援事業者が、参加支援の担い手となる地域資源と行政との間を取り

持つ役割を担うことによって、「地域資源の開発」が円滑に進むこととなります。

ア 相談受付

参加支援事業については、多機関協働事業でアセスメントを行い、重層的支援会議において必要と判断された場合に利用開始となります。

ただし、参加支援事業が早期に関わった方が良い場合には、重層的支援会議での支援決定前から、本人との関わりを始めることもあります。

イ プラン作成

相談受付後、アセスメントを行い、社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、プランを作成し、重層的支援会議に諮ります。

プランは、人や地域とのつながりの希薄化など本人や世帯の抱える課題に対し、社会や他者とのつながりを創出する個別支援を目的とします。

ウ 支援の実施

支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けたメニュー作りの取組は、相談者の有無に関わらず、地域への働きかけを行い、支援メニューの拡充を図ります。また、協力企業等に必要な実費相当分の謝礼の支出など、本人の定着と受け入れ先への支援を行います。

エ 終結

地域資源等とのつながりができ、その関係性が安定した段階で、プランによる支援は終結となりますが、その後もつながり維持に向けた働きかけを行います。

■実施体制

支援関係機関名	主な取組の内容	対象	運営形態	設置数	担当課
民間事業者	参加支援事業	引きこもりや狭間のニーズを抱えた人	委託	1	地域福祉課

参加支援事業の支援フロー

- 参加支援事業とは、介護・障害・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 基本的には、参加支援事業の利用は、多機関協働事業でアセスメントを行ったのち、参加支援事業の利用が求められると判断された場合につながるものとする。

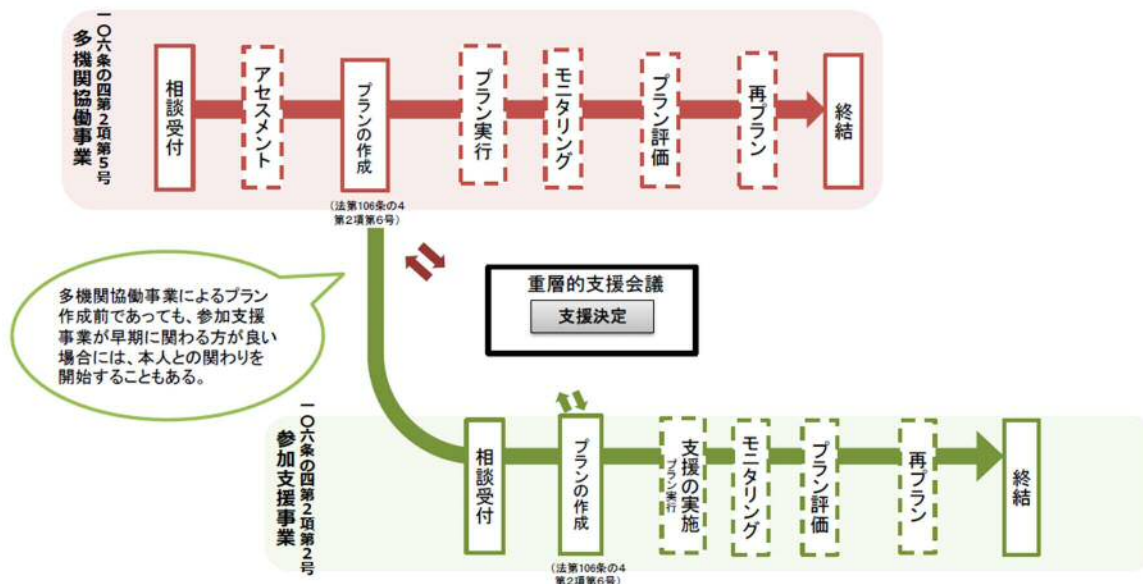


図13 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」抜粋

参加支援事業について(イメージ)

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、
 - ・ 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
 - ・ マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができていくかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行う
 ことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。



図14 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「②重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー」抜粋抜粋

(3) 地域づくり支援

住民同士が気にかかけ合う関係性を育むための「地域づくりへの支援」を重視し、支援者による相談支援との両輪で地域のセーフティネットの充実を図ります。

① 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、既存の地域づくり関係の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境の整備を目的とし、主に以下の2つを内容とします。

ア 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

【多様な「場」づくり】

イ 地域における個別の活動や人を把握し、市民に身近な地域において、「人と人」、「人と場所」などをつなぎ合わせます。【つなぎ・コーディネートの役割】

■実施体制

支援関係機関名	主な事業内容	主な対象	運営形態	対象圏域	担当課
高齢福祉課	介護予防教室	高齢者	直営	全域	高齢福祉課
社会福祉協議会	生活支援体制整備	高齢者	委託	全域	高齢福祉課
社会福祉協議会	サロン等の開設・運営支援	高齢者 困窮者	一部委託	全域	高齢福祉課 地域福祉課
社会福祉協議会	生活ささえあいネットワーク(地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業)	ちょっとした困りごとのある人	委託	全域	地域福祉課
地域福祉課	地域活動支援センター	障害者	委託	全域	地域福祉課
地域子育て支援センター	地域子育て支援拠点	子ども 保護者	直営 ・ 補助	市内3か所	子育て支援課・親子交流館
地域コミュニティ協議会	福祉活動奨励金による通いの場支援	高齢者	補助	全域	高齢福祉課

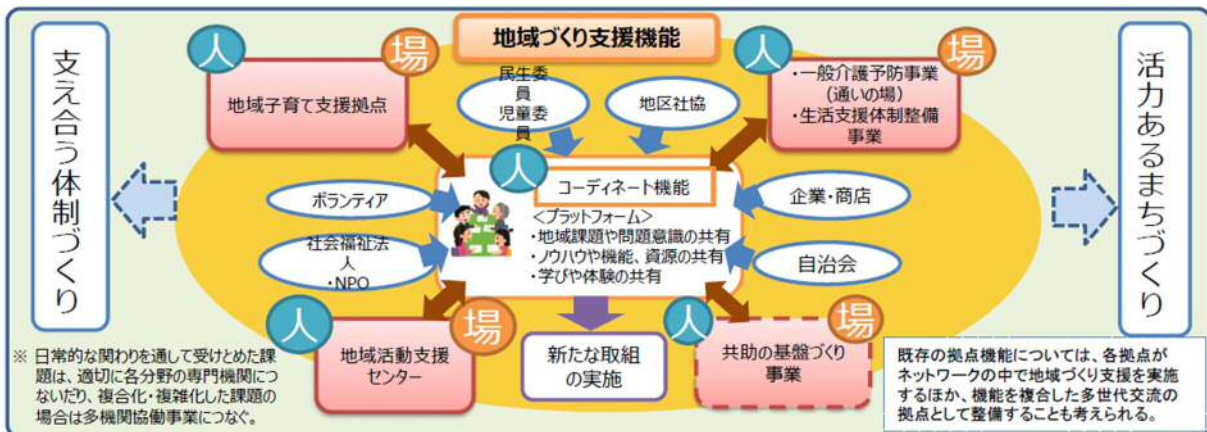


図15 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フロー」令和2年11月30日抜粋

拠点の類型を組み合わせた地域づくり拠点の整備例

既存の地域づくりに向けた事業に対する影響

- 地域づくり事業についても、全ての個別拠点において、多属性・多世代に対する継続的な支援が求められるのではなく、「市町村全体の体制として」多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- 従って、個別の拠点レベルでは、従前通りの特定の属性や世代に特化した対象の取り組みを維持するものや、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することになる。
- 個別拠点において把握・受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応する。

拠点としての場の機能は変更せず、必要時には連携により、人の機能を活用する場合の例（基本型）



※ 既存の拠点機能については、各拠点がネットワークの中で地域づくり支援を実施するほか、機能を複合した多世代交流の拠点として整備することも考えられる。

※ また、実施パターンは様々であり、基本型と一部統合型が混在するなど、様々な組み合わせでの整備が考えられる（指定基準の遵守や必要なベースや物品の確保、利用者から見た相談しやすさを担保するための工夫等が必要）

拠点としての人と場の機能を全てまとめることにより、連携を図る場合の例（統合型）



一部の拠点としての人と場の機能をまとめ、各支援機関間の連携を図る場合の例（一部統合型）

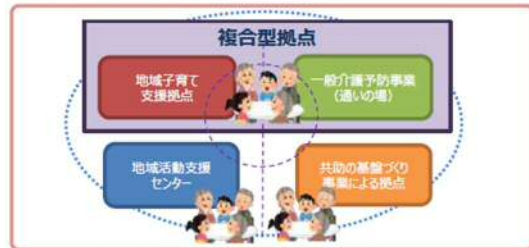


図16 厚生労働省社会援護局地域福祉課資料「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フロー」令和2年11月30日抜粋

資料編

1 重層的支援体制整備事業実施要綱

<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">重層的支援体制整備事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>1 本事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項に基づき、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む、以下同じ。）において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。</p> <p>なお、本事業の実施にあたっては、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）、社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和2年厚生労働省告示第396号）、社会福祉法に基づき市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）及び「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」（令和3年3月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の内容も踏まえること。</p> <p>(実施主体)</p> <p>2 本事業の実施主体は市町村とする。</p>	<p>子発 0615 第 10 号 社発 0615 第 2 号 障発 0615 第 1 号 老発 0615 第 1 号 令和 3 年 6 月 15 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省子ども家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p>
<p>(事業の種類)</p> <p>3 実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）</p> <p>「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。</p> <p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。））</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。））</p> <p>ウ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府令第83号、27文科初第270号、雇発第0521第1号）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。））</p> <p>エ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる</p>	<p>重層的支援体制整備事業の実施について</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項に基づき、市町村が実施する重層的支援体制整備事業について、今般、別紙のとおり「重層的支援体制整備事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。</p>

事業（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社
援発0727第2号）に定める生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事
業」という。）

オ 生活困窮者自立支援法第11条第1項に定める事業（生活困窮者自立相談支援
事業等の実施について）に定める福祉事務所未設置町村による相談事業（以下「福
祉事務所未設置町村相談事業」という。）

(2) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる全ての
事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

ア 地域づくり事業として一体的に行う事業は以下のとおり。

イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定
める事業（地域支援事業の実施について）に定める介護予防・日常生活支援総合
事業（以下「総合事業」という。）の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支
援事業（以下「地域介護予防活動支援事業」という。）

ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業（地域支援事業の実施に
ついて）に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事
業（以下「生活支援体制整備事業」という。）

ハ 障害者総合支援法第77条第1項第9号に掲げる事業（地方交付税により措置
する基礎的業務及び「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支
援センター機能強化事業（以下「地域活動支援センター事業」という。）

ニ 子ども・子育て支援法第69条第9号に掲げる事業（地域子育て支援拠点事業
の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第18号）に定める地域子育
て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）

ホ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める地域における生活
困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（以下「共助の基盤づくり事業」と
いう。）

(3) 多機関協働事業等

参加支援事業（法第106条の4第2項第2号に掲げる事業をいう。以下同じ。）、
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同項第4号に掲げる事業をいう。以下
同じ。）及び多機関協働事業（同項第5号に掲げる事業及び同項第6号に掲げる事
業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「多機関協働事業等」
という。）

(事業の実施)

4 各事業の実施は次によること。

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて（別添1）

3

(2) 包括的相談支援事業実施要領（別添2）
(3) 地域づくり事業実施要領（別添3）
(4) 多機関協働事業等実施要領（別添4）

(国の補助)

5 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内
で補助するものとする。

(事業の遂行状況の報告)

6 国は、本事業の遂行状況について、別に定めるところにより、必要に応じて報告
を求めることとする。

4

（重層的支援体制整備事業）

第六六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、

母子保健法第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三條第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六條の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六條の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七條第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律第八十八條第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一條第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第百六條の六 市町村は、支援関係機関、第百六條の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理

由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村の支弁)

第六六条の七 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

(市町村に対する交付金の交付)

第六六条の八 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額

二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者（以下この号において「第一号被保険者」という。）の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額

三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、介護保険法第二百五条第二項に規定する第二号被保険者負担率（第六六条の十第二号において「第二号被

ものとする。

一 四 (略)

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2・3 (略)

第六三十条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六六条の四第五項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第六六条の六第五項の規定に違反して秘密を漏らした者

第六三十条の七 (略)

田原市重層的支援体制整備事業実施計画

発行年月：2024（令和6）年3月

発行：田原市

編集：福祉部地域福祉課

住所：愛知県田原市田原町南番場30番地1

電話：(0531) 23-3512

F A X：(0531) 23-3545